

生保2（問題）

問題1. 次の設問に解答せよ。〔解答は解答用紙の所定の欄に記入すること〕（30点）

（1）以下の表は生命保険会社の損益計算書の一部である。以下の空欄を適当な語句で埋めよ。

（単位：百万円）

科 目		金 額
経 常 損 益 の 部	経常収益	500,000
	①	300,000
	資産運用収益	170,000
	その他経常収益	30,000
	経常費用	450,000
	②	250,000
	責任準備金等繰入額	100,000
	③ 繰入額	5,000
	責任準備金繰入額	90,000
	契約者（社員）配当金積立利息繰入額	5,000
	資産運用費用	30,000
	④	40,000
	その他経常費用	30,000
⑤	50,000	
特別損益の部	特別利益	40,000
	特別損失	30,000

（2）上記の損益計算書において、その他経常費用の内訳として計上される「税金」に含まれる税金の名称を5つ挙げよ。

(3) 生命保険会社の貸借対照表における有価証券の評価に関し、以下の空欄を適当な語句で埋めよ。

保有目的区分	貸借対照表上の評価基準	評価差額の取扱い
(①)	時価	当期の損益として損益計算書に計上
満期保有目的の債券	(③)	
責任準備金対応債券	(③)	
子会社・関連会社株式	(④)	
(②)	時価	損益計算書に計上せず、貸借対照表の (⑤) の部に計上

(4) 事業継続基準の確認に関する保険計理人の実務基準について、次の①～⑤に入る適切な語句を選択肢から選び、ア～タから該当する記号を解答せよ。

- ・ 事業継続基準の確認の際に「将来の時点における負債の額として合理的な予測に基づき算定される額」とは、「第 28 条に定める事業継続基準に係る額」と「負債の部の合計額から ・価格変動準備金・配当準備金未割当額・評価差額金に係る繰延税金負債・劣後特約付債務の合計額を控除した額」の合計額である。
- ・ 「事業継続基準に係る額」とは、それぞれの保険契約について、 と解約返戻金相当額のいずれか大きい方の額を計算したものの合計額である。
- ・ 第 31 条第 1 項の事業継続基準不足相当額は、3 号収支分析における分析期間中の最初の 年間の事業年度末に生じた事業継続基準不足相当額の現価の とする。
- ・ 事業継続基準不足相当額が発生した場合に、経営政策の変更によりこの不足相当額が解消されると保険計理人が判断した場合には、その旨を意見書に示すことができる。この場合の経営政策の変更とは、資産運用方針の見直し、一部または全部の保険種類の新契約募集の 、実現可能と判断できる事業費の抑制等がある。

〔選択肢〕

- ア. 3 イ. 5 ウ. 10 エ. 20 オ. 推進 カ. 抑制 キ. 最大値 ク. 最小値
 ケ. 合計値 コ. 平均値 サ. 平準純保険料式責任準備金 シ. 5 年チルメル式責任準備金
 ス. 全期チルメル式責任準備金 セ. 危険準備金 ソ. 貸倒引当金 タ. 責任準備金

(5) 米国における GAAP 会計について、正しいものには○、誤っているものには×を付けよ。

- ① 保険契約者の保護を主な目的としている。
- ② 期間損益の正確な把握を重視した会計である。
- ③ 新契約費は全て繰延新契約費 (DAC) として繰延処理することができる。
- ④ 責任準備金は全てロック・インの原則が適用される。
- ⑤ FAS 60 では、原則として払込期日の到来した保険料を収益として計上する。

(6) 社員 (契約者) 配当準備金の積立限度について簡潔に説明せよ。

問題 2. 次の設問に解答せよ。〔解答は解答用紙の所定の欄に記入すること〕 (10 点)

- (1) (i)~(iv) に入る適切な語句を選択肢から選び、ア~チから該当する記号を解答せよ。
- (2) ①~③を適当な数値で埋めよ。なお、小数点第 1 位を四捨五入し整数で解答することとし、計算過程も簡潔に記載すること。

経過 t 年に CF_t というキャッシュフローが発生する資産について、利力 δ による現在価値を A としたとき、この資産のデュレーション (D_A) は $-\frac{1}{A} \cdot \boxed{(i)}$ で表すことができる。

ある資産 [現金 100,000 円と 10 年後に償還金額 121,900 円の割引債] について年 2% の金利で評価するとき、この資産の現在価値は $\boxed{①}$ 円であり、デュレーションは $\boxed{②}$ 年である。当該資産に対して、負債 [$\boxed{②}$ 年後に償還金額 $\boxed{③}$ 円の債務契約 (途中の利払い等の支払はない。)] を年 2% の金利で評価すると、両者の現在価値が等しくなる。

一般的に、ある資産 (利力 δ による現在価値 A、デュレーション D_A) と、ある負債 (利力 δ による現在価値 L、デュレーション D_L) について、 $A = L$ かつ $D_A = D_L$ であり、さらにレディントン条件 $\boxed{(ii)} > 0$ が成立する場合、金利 (利力) 変動時のこれらの資産及び負債の現在価値を比較すると、以下のとおりとなる。

- 金利 (利力) 上昇時 : (資産の現在価値) $\boxed{(iii)}$ (負債の現在価値)
- 金利 (利力) 下降時 : (資産の現在価値) $\boxed{(iv)}$ (負債の現在価値)

[選択肢]

- ア. $\frac{dA}{d\delta}$ イ. $\frac{dA}{dt}$ ウ. $\frac{d^2A}{d\delta^2}$ エ. $\frac{d^2A}{dt^2}$ オ. $\frac{d^2A^2}{d\delta^2}$ カ. $\frac{d^2A^2}{dt^2}$
- キ. $\frac{d^2}{d\delta^2}(L - A)$ ク. $\frac{d^2}{d\delta^2}(A - L)$ ケ. $\frac{d^2}{d\delta^2}(L^2 - A^2)$ コ. $\frac{d^2}{d\delta^2}(A^2 - L^2)$
- サ. $\frac{d^2}{dt^2}(L - A)$ シ. $\frac{d^2}{dt^2}(A - L)$ ス. $\frac{d^2}{dt^2}(L^2 - A^2)$ セ. $\frac{d^2}{dt^2}(A^2 - L^2)$
- ソ. = タ. < チ. >

問題 3. 次の設問に解答せよ。〔解答は解答用紙の所定の欄に記入すること〕（20点）

- (1) ソルベンシー・マージン総額（分子）と実質資産負債差額との違いの要因となる項目について説明せよ。
- (2) 生命保険会社における早期是正措置制度に関し、以下の事務ガイドラインの導入された目的および効果について、下線部に注意しながら簡潔に説明せよ。

（事務ガイドライン第二分冊（保険会社関係） 1. 共通事項）

1-3-6 「区分等を定める命令」(※) 第3条第3項に該当する場合に、保険会社に対して行う命令には第三区分の命令を含むこととされているが、実質資産負債差額から、満期保有目的債券及び責任準備金対応債券の時価評価額と帳簿価額の差額を除いた額が正の値となり、かつ、流動性資産（注）が確保されている場合には、原則として同区分の命令は発出ししないものとする。

ただし、解約の状況や流動性資産の確保の状況等を総合的に勘案し、必要があると認める場合には、契約管理の徹底、流動性の補完、資本の増強等につき業務改善命令を発出することがあることに留意するものとする。

（注）流動性資産：現預金、コールローン、売買目的有価証券、その他有価証券(市場性がないもの及び保有目的等から直ちに売却等が困難なものを除く。)

(※)「保険業法第 132 条第 2 項に規定する区分等を定める命令」(平成 12 年 6 月 29 日総理府・大蔵省令第 45 号) 第 3 条第 3 項 前条第 1 項の表（下表参照）の第三区分以外の区分に該当する保険会社の貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額が貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として金融庁長官及び財務大臣が定めるところにより計算した金額を下回る場合又は下回ると見込まれる場合には、当該保険会社について、当該区分に応じた命令は、同表の第三区分に掲げる命令を含むものとする。

保険金等の支払能力の充実の状況に係る区分		命 令
非対象区分	保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率 200%以上	
第一区分	100%以上 200%未満	経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画の提出の求め及びその実行の命令
第二区分	0%以上 100%未満	次の各号に掲げる保険金等の支払能力の充実に資する措置に係る命令 (以下略)
第三区分	0%未満	期限を付した業務の全部または一部の停止の命令

問題4. 次の(1)(2)のうち、1問を選択し解答せよ。(40点)

(1) 責任準備金について、以下の間に答えよ。

- ① 責任準備金の評価における「長期性による特徴」「基礎率の評価性」について説明せよ。(7点)
- ② 責任準備金の評価基礎率を契約時に固定する、いわゆる「ロック・イン方式」のメリットおよびデメリットについて説明せよ。(8点)
- ③ ①②を踏まえ、責任準備金の評価について所見を述べよ。このとき、以下の点に言及すること。
 - ・ 「ロック・イン方式」または「ロック・インしない方式」を用いる場合のそれぞれの留意点
 - ・ ソルベンシーおよび単年度収益の観点(25点)

(2) 事業費分析・管理について、以下の間に答えよ。

- ① 予定事業費率の意義と役割について説明せよ。(7点)
- ② 利源分析(5年チルメル基準)における費差損益・解約損益について説明し、継続率が費差損益・解約損益に与える影響について説明せよ。(8点)
- ③ ①②を踏まえ、事業費分析・管理について所見を述べよ。このとき、以下の点に言及すること。
 - ・ 「死差損益」「利差損益」などを含めた総合収益向上の方策
 - ・ 総合収益という視点の中での事業費分析・管理の留意点(25点)

以上

生保2 解答例

問題1

- (1) ① 保険料等収入 ② 保険金等支払金 ③ 支払備金 ④ 事業費 ⑤ 経常利益
- (2) (消費税、印紙税、登録免許税、地方消費税、法人事業税、固定資産税、不動産取得税、事業所税などの中から5つを解答)
[法人税、住民税は「その他経常費用」ではないため誤り]
- (3) ① 売買目的有価証券 ② その他有価証券 ③ 償却原価 ④ 取得原価 ⑤ 資本
- (4) ① タ ② ス ③ イ ④ キ ⑤ カ
- (5) ① × [保険契約者の保護 → 経営成績や期間損益の的確な把握など]
② ○
③ × [繰延新契約費(DAC)として繰延処理できないものもある]
④ × [一部年金商品などロック・インの原則が適用されないものもある]
⑤ ○
- (6) 社員配当準備金は、社員に対する剰余金の分配をするための準備金として、保険業法第58条第2項に定められている準備金の一つである。社員配当準備金は、平成8年に施行された現在の保険業法では以下に定める上限が設定され、負債の部に積み立てることとされた。これを超えて積み立てるものとしては資本の部に積み立てる社員配当平衡積立金が規定されている。
この社員配当準備金の上限は、保険業法施行規則第28条によれば、以下の合計額とされている。
- ① 積立配当(社員に分配された配当で利息を付して積み立てているものをいう。)の額
 - ② 未払配当(社員に分配された配当で支払われていないもののうち、①で規定する積立配当以外のものをいう。)の額(決算期においては、翌期に分配する予定の配当の額を含む)
 - ③ 全件消滅時配当(保険契約の全てが消滅したと仮定して計算した当該保険契約の消滅時に支払う配当をいう。)の額
 - ④ その他前三号に掲げるものに準ずるものとして、保険料及び責任準備金の算出方法書において定める方法により計算した金額
- [上記は、相互会社における社員配当準備金の場合の解答例である。]

問題2

- ① 200,000 $[=121,900 \times 1.02^{-10} + 100,000]$
② 5 $[= (10 \times 121,900 \times 1.02^{-10} + 0 \times 100,000) \div 200,000]$
③ 220,816 $[=200,000 \times 1.02^5]$
(i) ア (ii) ク (iii) チ (iv) チ

問題3

(1) ソルベンシー・マージン総額(分子)の構成項目に関し、実質資産負債差額との違いについて説明せよ。

- この問題に解答するにあたって、まず、ソルベンシー・マージン総額および実質資産負債差額それぞれの定義を整理し、それぞれの構成項目を比較する必要がある。
- ソルベンシー・マージン総額の構成項目は、下記の通り保険業法施行規則第86条等に規定
- a) 貸借対照表の資本の部合計 - 利益又は剰余金の処分として支出する金額
 - その他有価証券評価差額金 - 繰延資産(試験研究費及び開発費等)
 - b) 価格変動準備金
 - c) 危険準備金
 - d) 一般貸倒引当金
 - e) その他有価証券の評価差額(税効果控除前)の一定率(益の場合は、90%、損の場合は100%)
 - f) 土地含み損益の一定率(益の場合は85%、損の場合100%)
 - g) 責任準備金の解約返戻金相当額超過額
 - h) 配当準備金中の未割当額
 - i) 将来利益
 - j) 税効果相当額
 - k) 負債性資本調達手段等(劣後特約付借入金・社債)
 - l) 他の保険会社又は子会社等の資本調達手段の意図的な保有相当額(控除項目)
- 実質資産負債差額(実質純資産)については、保険業法第132条第2項に規定する区分等を定める命令(平成12年6月29日 総理府令・大蔵省令第45号) 第3条において「貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額 - 貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として計算した金額」として規定されている。
- ・ 上記「資産の部に計上されるべき金額の合計額」については、上記命令に次の通り規定資産の額(満期保有目的の債券・責任準備金対応債券も含めた有価証券、不動産を時価評価)
 - その他有価証券の評価差額がマイナスの場合の当該部分に係る繰延税金資産

- ・ 上記「負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として計算した金額」は、平成11年金融監督庁・大蔵省告示第2号(平成11年1月13日)により下記の通り規定

負債の額

- － 価格変動準備金
- － 危険準備金
- － 責任準備金の解約返戻金相当額超過額
- － 配当準備金中の未割当額
- － その他有価証券の評価差額がプラスの場合の当該部分に係る繰延税金負債

- o したがって、ソルベンシー・マージン総額(SM)と実質資産負債差額(実質純資産)の構成を整理すると下表の通り。それぞれ、含まれる項目は○、含まれない項目は×としている。

		SM	実質純資産
負債	価格変動準備金	○	○
	危険準備金	○	○
	責任準備金の解約返戻金相当額超過額	○	○
	配当準備金中の未割当額	○	○
	劣後特約付借入金・社債	○	×
	一般貸倒引当金※1	○	×
資本	利益又は剰余金の処分として支出する金額(翌期配当所要額、基金利息等)	×	○
	その他有価証券評価差額金※2	×	(○)
	上記以外の資本の部	○	○
含み損益	その他有価証券の評価差額※2(税効果控除前)	益の場合90% 損の場合100%	○ (差額金部分含む)
	土地含み損益	益の場合85% 損の場合100%	○
	満期保有目的の債券・責任準備金対応債券の含み損益	×	○
その他	将来利益	○	×
	税効果相当額	○	×
	繰延資産	×	○
	他の保険会社の資本調達手段の意図的な保有相当額(控除項目)	○ (控除する)	×

※1 資産の部にマイナス計上される。

※2 それぞれ差があるということではなく、合計ではほぼ同じ(違いは益の場合の10%部分のみ)

- 上記を踏まえると、当問に対する解答は以下の通りとなる。
 - ソルベンシー・マージン総額には含まれるが、実質資産負債差額には含まれない項目
 - ・ 劣後特約付借入金・社債
 - ・ 一般貸倒引当金
 - ・ 将来利益
 - ・ 税効果相当額
 - ソルベンシー・マージン総額には含まれないが、実質資産負債差額には含まれる項目
 - ・ 資本の部の内、利益または剰余金の処分として支出する金額（翌期配当所要額、基金利息 等）
 - ・ その他有価証券について含み益がある場合、含み益の 90%を超える部分
 - ・ 土地について含み益がある場合、含み益の 85%を超える部分
 - ・ 満期保有目的の債券・責任準備金対応債券の評価損益
 - ・ 繰延資産
 - ・ 他の保険会社の資本調達手段の意図的な保有相当額
 - 上記の列挙だけでなく、各項目の簡単な説明や、ソルベンシー・マージンが一般的には事業の継続的運営を行うためのリスク対応力を表しているのに対し、実質資産負債差額はある時点における清算価値的な純資産の価値を表していること、などを併せて解答することが望ましい。

(2) 生命保険会社における早期是正措置制度に関し、以下の事務ガイドラインの導入された目的について、下線部に注意しながら簡潔に説明せよ。

- 「保険業法第 132 条第 2 項に規定する区分等を定める命令」では、実質資産負債差額がマイナスとなった場合には、ソルベンシー・マージン比率がマイナスとなった場合と同様に、早期是正措置（業務の全部または一部の停止）を内閣総理大臣は命じることができる。これは、ある保険会社を実質資産負債差額という一つの基準で見て債務超過になっているかどうかを判断し、必要に応じ措置命令を講じるという趣旨である。
- しかしながら、実質資産負債差額における資産および負債の評価については、有価証券や土地などの資産が時価評価され、負債のほとんどがロック・インされた基礎率に基づく責任準備金である。このため、金利上昇時などには、資産価値が減少する一方、責任準備金の評価額は影響を受けなため実質資産負債差額がマイナスになる可能性がある。
- 一方で、保険契約は長期にわたる債務であり、ALM管理により資産と負債のバランスが適正に保たれているのであれば、一時的な金利状況に伴う見かけ上の「債務超過」により保険会社の破綻を断ずることは不適切であるといえる。
- 責任準備金対応債券は、資産・負債のデュレーションマッチングを図り、資産・負債の金利リスク変動を適切に管理する際に、保険会社が一定条件を満たした場合、貸借対照表において償却原

価で評価することを認めたものである。今回のガイドラインに規定された満期保有目的の債券とあわせて、負債の特性に応じて金利変動リスクを軽減するような資産運用を行っている場合についても、日本における責任準備金評価の手法（ロック・イン方式）によって、資産・負債間において見かけ上ミスマッチが発生し「債務超過」と見えてしまうのは本末転倒である。

o ただし、金利上昇時には、他の金融商品との相対的な比較が行われ、解約が発生することにより資金流出のおそれもあることから、これに十分対応できる流動性は必須である。

o 問題に示されたガイドラインは、上記を踏まえ、

- a) 実質資産負債差額から、満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券の時価評価額と帳簿価額の差額を除いた額が正の値となり、かつ、
- b) 流動性資産が確保されている場合

には、実質資産負債差額がマイナスとなっていたとしても、これだけをもって健全性が維持されていないとは判断しないことを明確化したものである。

o 当該ガイドラインの効果としては、

- ・ 保険会社の資産運用について、負債の特性に応じたものとする際に生じる懸念のあった制約を排除することが可能となった（当該ガイドラインが明らかにされるまでは、現在のような超低金利下において、しかも今後金利の先高感がある中で、実質資産負債差額がマイナスにならないように資産運用が金利変動を過度に意識した（例えば、あまり長期の債券は購入しない）など、短期的な視点での資産運用とせざるをえないのではないかとの懸念があった。）
- ・ 実質資産負債差額の特性について、（マスコミや契約者などの）一般的な理解が進む一つの材料となったこと

などが挙げられる。

o なお、解答として求めるものではないが参考として、当該事務ガイドライン改正時の金融庁のプレス発表資料「事務ガイドライン（「金融監督にあたっての留意事項について（第二分冊：保険会社関係）」の一部改正について）（平成15年12月24日）

(<http://www.fsa.go.jp/news/newsj/15/hoken/f-20031224-2.html>)には以下のとおり記載されている。

「保険会社が債券の長期保有等により適切なALM管理を行っているにも関わらず、金利上昇の結果、実質資産負債差額が負の値となった場合には、実質資産負債差額から満期保有目的債券及び責任準備金対応債券の含み損を除いた額が正の値となり、かつ、ALMを維持するに十分な流動性資産が確保されている場合には、原則として業務停止命令は発出しないこと等を明確化する。」

問題 4

(1) 責任準備金について、以下の問いに答えよ。

① 責任準備金の評価における「長期性による特徴」「基礎率の評価性」について説明せよ。(7点)

○長期性による特徴

- ・ 生命保険契約の長期性により、責任準備金は、会計の目的に応じて「評価」されるものである。例えば、長期の現価計算の利率に何をを用いるか、死亡率をいかに評価するかといった問題があり、これにより、責任準備金の評価の内容・水準は異なることになる。
- ・ 評価に幅があることから、会計方式により責任準備金評価は異なる。契約者保護を主眼とする業法会計においては、保守的な負債額の確定が主目的であり、その結果として剰余は企業活動の価値や投下資本からのリターンが考慮されにくい面がある。一方、期間損益の把握を主目的とした会計における責任準備金では、毎年の剰余を適切に算出するのに適した評価を行うこととなる。

○基礎率の評価性

- ・ 責任準備金は、将来の支払能力確保という観点から「評価」されることより、その計算基礎率は、必ずしも保険料計算基礎率と同一ではない。例えば、現時点で将来の保険事故発生率が高くなるのが相当に確実であると予想されるなら、その見込まれる発生率を考慮することが必要であろう。

② 責任準備金の評価基礎率を契約時に固定する、いわゆる「ロック・イン方式」のメリットおよびデメリットについて説明せよ。(8点)

○ロック・イン方式のメリット

- ・ 責任準備金評価利率の遡及変更は、責任準備金額の大幅な変更をもたらす（特に、利率引き下げの場合は大幅な負債の増加をもたらす）。日本では業法会計が唯一無二のものであり、責任準備金も業法に基づいた評価しか行われないため、その評価にあたっては支払能力だけでなく適正な利益の算出の目的も意識する必要がある。利益に与える影響の変動が少ないロック・イン方式の方が望ましいという面がある。(利益の変動)
- ・ この変更額を積み増そうとする場合、当該保険群団の剰余だけでは不足するため、保険会社が過去蓄積してきた内部留保を充当せざるを得ないため、当該保険群団以外の保険群団に配当還元等の減少等の影響を及ぼし、契約者間の公平性を阻害することが考えられる。(契約者間の公平性の確保)

○ロック・イン方式のデメリット

- ・ 契約時の評価基礎率を使用し続けることから、利率低下局面では、契約時の高い利率を用いて責任準備金を少なめに評価することがあり、支払能力確保の面で問題となる場合がある。(ソルベンシーの観点)

- ・ 一方で、逆の場合にはサープラスが過小に評価されるという欠点がある。(サープラスの過小評価)
- ・ 基礎率の設定が、ロック・インしない方式以上に難しいこと。

○予定利率以外の計算基礎率（死亡率・事業費率）について

- ・ 予定利率だけではなく、予定死亡率・事業費率においても、特にその基礎率の変動が見込まれる場合（死亡率の改善、インフレによるコストの高騰等）に、利率と同様ロックするしないでのメリデメがある。

○責任準備金に対応する資産が時価評価されるかどうかによって、資産・負債のミスマッチが存在する。

③ ①②を踏まえ、責任準備金の評価について所見を述べよ。このとき、以下の点に言及すること。

- ・ 「ロック・イン方式」または「ロック・インしない方式」を用いる場合のそれぞれの留意点
- ・ ソルベンシーおよび単年度収益の観点

(25点)

○ロック・イン方式の場合留意すべき点

- ・ 支払能力の確保という観点から、追加責任準備金のような補完的な責任準備金積増制度が必要なこと。(例：日本における追加責任準備金制度)
- ・ その支払能力が十分であるかどうかを測定するための方法が必要なこと。(例：日本における保険計理人の実務基準における責任準備金の十分性の検証、米国におけるキャッシュフローテスト)

○ロック・インしない方式の場合留意すべき点

- ・ 事業費率まで含めて計算基礎率を変更することによって、純保険料式責任準備金の計算方法では、評価することができなくなる。(例えば) 営業保険料式とセットでないといけない。(責任準備金評価方式への言及)
- ・ 責任準備金の水準に大きな影響を与える評価利率が毎年大きく変動する可能性について安定性・継続性の観点から、注意が必要な点。

○共通で留意すべき点

- ・ 負債側の評価ではなく、資産側の評価と併せた見方が必要である。(資産側が原価法で評価しているのに、負債側だけロック・イン方式を外しても意味がなく、現在の日本の法定会計における時価会計は、全面時価評価ではない(債券の取扱いや土地・貸付等の他の資産評価))
- ・ 日本の生命保険会計の中で、支払余力の確保と、期間損益の安定性・継続性をどのように確保していくか。(米国のように、GAAP会計とSAP会計が分かれているわけではない点。)

○所見

メリット・デメリットが混在することから、上記の留意点を踏まえ、以下の観点についてどうすべきかについて自分の考えを論じていることが必要。

- ・（ロック・イン方式を採る場合には、）ロック・イン方式をとっていないながら、保険計理人の実務基準により追加責任準備金を積み増すことで一部ロック・イン方式のデメリットを補うという方法が考えられること。この場合、資産側の一部時価評価が導入されたことや、今後負債の時価評価についてどうあるべきかについて言及してほしい。
- ・（一方で、ロック・インしない方式を採る場合には、）毎年の利益が変動することについてどう対応するかの考察が必要である。（例えば、基礎率の見直しによる毎年の責任準備金変動額については損益計算書を通さずに、貸借対照表に直接反映させることなど。）責任準備金の公正価値（時価）評価とは何か言及してほしい。

上記のほか、以下のようなポイントの考察への言及もあってよい。

- ・ 責任準備金評価の方法は、毎年の利益を見る方法と密接に関連していること。
- ・ 計算基礎の設定についての考え方。
- ・ ソルベンシーの観点については、行政監督上のソルベンシー・マージン基準は全社を統一的に見るためのものさしであるため、社内管理として監督基準と異なるルールを用いている場合があり、どちらに立場を置くかで視点が変わってくる可能性がある。（例えば、監督基準上、市中金利の水準にかかわらず予定利率リスクが固定的に使用される部分等）
- ・ ロック・インしない方式を導入する場合、特殊要因である、逆ざやの取り扱いについての考え方。また、それを回避するためのALMのあり方。

問題4

(2) 事業費分析・管理について、以下の問に答えよ。

① 予定事業費枠の意義と役割について説明せよ。(7点)

1) 意義

- ・ 保険料の中にその一部として予め組み込まれた予定事業費を財源として事業運営を行っているという考え方によって、事業費支出を予定事業費の範囲内、すなわち数的に計算される一定の事業費許容枠、に止める様コントロールする。
- ・ 予定事業費枠に対する比率（事業費率）をより逡減させて行くよう経営努力を図ることによって、契約者負担の軽減を図っていく。

2) 役割

- ・ 事業費支出を統制するための事業費支出許容限度を示すことから、特に予定事業費統制

に役立てることができる。

- ・ 事業費率の分母として用い、同一会社での事業費効率を年度別に比較したり、他社との事業費効率の比較を行うことを可能にらしめる。事業費効率を低める（改善する）ことにより、経営の合理化を目指す。
- ・ 一定期間内の剰余を利源別に分析する際に中間項目として用いる。これにより、費差損益・死差損益等を算出し、利源別配当の各財源計算を可能にらしめる。

② 利源分析（5年チルメル基準）における費差損益・解約損益について説明し、継続率が費差損益・解約損益に与える影響について説明せよ。（8点）

1) 費差損益・解約損益について

○費差損益

- ・ 収入項目は、利源枠。利源枠は5年チルメル式で計算した予定事業費枠。
- ・ 支出項目は主に、事業費、営業・契約関係の税金、減価償却費、退職給与引当金繰入額、賞与引当金積増。
- ・ 利源枠は、保険料収入を限度とした枠計上（限度超過修正）、2年目以降チルメル期間内の予定新契約費（ α ）が通常負値となる、等の特徴を持つため、商品内容（保障性商品か貯蓄性商品か）あるいは経過年数等に応じて、費差損益の水準が異なる。また、商品内容により、コミッション、維持・集金費が異なるため、費差損益の水準を異にする。

○解約損益

- ・ 解約損益（解約・失効益）は、責任準備金関係損益の一部を成す。
- ・ 収入項目は、解約・失効契約の消滅時保険料積立金および年始支払備金（解約返戻金）。
- ・ 支出項目は、解約返戻金（解除分を除く）、復活契約の失効時消滅時保険料積立金および年末支払備金（解約返戻金）である。
- ・ チルメル歩合（ α^{211} ）、経過ゼロ年の解約控除率（ α' ）の大小関係において、 $\alpha^{211} \leq \alpha'$ ならば、解約控除期間中の解約損益は正值となる。また、 $\alpha^{211} > \alpha'$ ならば、契約当初負値となることがあり得る。解約控除期間を超えると解約損益がゼロとなる。
- ・ 低解約返戻金型商品等の保険料計算基礎に予定解約率を織り込んだ商品に関しては別途考慮を要する。

2) 継続率が費差損益・解約損益に与える影響

○費差損益

- ・ 一般的には継続率が高ければ、予定事業費の増加に伴い費差損益は増加する。
- ・ 収入項目である利源枠は、初年度の計上が高いが2年目以降チルメル期間までは小さいため、経過年数により費差損となる場合が生じる。従って、経過年数によって継続率の与える影響は異なる。
- ・ 費差損益を累積で評価した場合には、継続率が悪化すると早期の新契約支出が未償却と

なるため、累積費差損益は悪化する。

○解約損益

- ・一般的には継続率が高ければ、その分解約が減少するため、解約損益は悪化する。
- ・経過年数別にみると、5年チルメル式の利源分析において、解約損益は経過5年目まで経過とともに増加し、その後解約控除期間終了まで減少する。従って、解約損益は経過5年前後では、継続率の影響を受けやすいが、それ以外では受けにくい。
- ・保障性商品のように責任準備金が小さく解約控除を行った結果、解約返戻金がゼロとなる契約は解約損益が小さいため、継続率の影響を受けにくい。
- ・低解約返戻金型商品等では、予定解約率が実際解約率を下回ると解約損益は悪化する。

○その他

- ・費差損と解約益の合計の損益は相殺し合うが、継続率が悪化すると長期的視点から両者の合計損益は悪化する。
- ・死差損益は、継続率が良好であれば増加する。非健康の集団や医療保険等で支払率の高い契約が残存すると死差損益は減少する。
- ・利差損益は順鞆状態の契約であれば継続率が高い方が増加するが、逆鞆状態の契約では減少する。

③ ①②を踏まえ、事業費分析・管理について所見を述べよ。このとき、以下の点に言及すること。

- ・「死差損益」「利差損益」などを含めた総合収益向上の方策
- ・総合収益という視点の中での事業費分析・管理の留意点

(25点)

1) 「死差損益」「利差損益」などを含めた総合収益向上の方策

(1) 収益性・付加価値の高い商品開発

- ・収益性・付加価値の高い商品開発により、総合収益の増進を図る。一方、商品開発はシステム経費等の初期投資を伴うため、費差損益の減少を招く。

(2) 保有契約高の拡大

- ・新契約の拡大

新契約の拡大は費差益を圧迫するが、一方、危険保険料の増加や蓄積保険料の増加により他利源益の増加が図れる。総合収益の観点からは新契約の増加が望ましい。長期的視点に立てば、新契約が増加すれば保有契約が拡大し、費差損益は増加する。

- ・解約の抑制

解約の減少は、解約損益が減少することになるが、他利源益は増加する。総合収益の観点からは解約の減少が望ましい。

(3) 事業費の抑制

- ・効率化の推進
- ・冗費の排除
- ・店頭販売、ダイレクトメール等の低コスト販売チャネルの導入
- ・適正なる生命保険募集人給与規定の立案

(4) 資産運用の効率化

- ・資産運用の効率化の推進は、一方で人件費・物件費において事業費の増加を誘引するため、利差益と費差益はトレードオフの関係にある。総合収益の観点から、両者のバランスに留意する必要がある。

(5) 危険選択に係るコストの投下

- ・危険選択に対しコスト・手間をかけることは、死差損益の増加が期待できる半面、事業費が増加するため、死差益と費差益はトレードオフの関係にある。また、同時に新契約の抑制に働く。
- ・死差益と費差益のバランス、総合収益への影響に留意する必要がある。

(6) 適正な価格設定

- ・適正なる保険料計算基礎の設定。充分性、公平性に留意。また、付加保険料と解約控除と
- ・ミッション体系の相互間の整合性についても留意する必要がある。

2) 総合収益という視点の中での事業費分析・管理の留意点

(1) 保有契約拡大のための費用管理

- ・新契約拡大のためのインセンティブがはたらくコミッション体系の構築。新契約費による初期投資に見合った予定新契約が確保されているか、またそれに付随した総合収益の増収が確保されているかに留意する必要がある。
- ・また、新規チャネルの拡大を行うことによる新契約の確保。チャネルの新設に関わる初期コスト等が賄えるか否かの検証。継続率向上の観点から、コールセンターの設置、継続給の支給。

(2) 他利源益との相関性

- ・事業費の分析・管理において、費差損益に留まらず、事業費投資に対する他の損益との相関性も分析する必要がある。危険選択に伴う査定経費、資産運用の効率性の追求に伴う諸経費等がこれに該当するが、それぞれの費目とそれに対応する他利源の収益の対応関係を把握し、費用対効果を適切に把握できる会計基準の研究等も肝要である。

(3) その他

- ・予算編成方針の変更。例えば、線形計画法、ゼロベース予算の導入。
- ・実務手続きの効率化、簡素化
- ・単年度にとらわれない視点（配当も従前の単年度精算だけではなく保険期間を通じたアセットシェアによる配当方式の導入など）。

3) 事業費管理手法等

(1) 事業費効率の分析

- ・ 費目区分別事業費率の分析
 予定事業費の3費目体系 (α 、 β 、 γ) に従い、各対枠比率による支出状況のチェック
- ・ 保険種類別事業費率の分析
- ・ 「利源枠」、「純保枠」、「蔵銀枠 (通達枠)」による対枠比率の分析

(2) 諸分析

a) 原価管理

- ・ 商品別損益、部門別損益、顧客別損益に各分析のための基礎データの提供
- ・ 価格政策への反映
- ・ 事務効率改善策への反映。すなわち、事務別コスト (解約処理コスト等)、機能別コスト (契約選択コスト、保険料収納コスト等) を算出し、対前年比較、他社・他業態比較を通じて、事務効率改善・コスト削減に活用。

b) 商品別原価計算

費差損益対象経費を適切な費目に分類し、最終的には各商品毎に配賦するとともに、それらの経費を適切な単位比例のコストとして把握。商品別の将来収支シミュレーションへの展開。

c) 生命保険募集人資格別収益管理

販売成績に応じた生命保険募集人毎の収益性の把握

d) 募集チャネル別収益管理

募集チャネル毎の収益性の把握

(3) 他の会計手法の導入

- ・ 内部管理会計等の手法を導入した費差損益の管理
- ・ 将来収支分析手法の導入等による長期的視点に立った分析
- ・ 区分経理手法の導入等の細分化による分析

4) その他

- ・ 事業費効率、費差益の状況ならびに将来見通しについては社内開示し、問題意識の共有化を図る。
- ・ 総合収益向上のためには、各利源益間の相関について分析を行い、事業費支出の増減と各損益の変動性を把握し、年度間の損益の誤差を認識しつつ、費差益をはじめ個々の利源益に止まらず、総合収益を最大にする方策をとること。

【解答にあたって】

問題3は、今までにない問題形式のせいも、非常に（正答率も低いが）解答率が低かった。また、「事務ガイドラインの導入された目的および効果について説明せよ。」という設問にもかかわらず、これらのことに一切言及されていない解答も目立った。

問題4に関しては、ここ数年来、解答集の末尾に、後半部分の所見を問う問題についてしっかり書くよう出題者側の意図を重ねて伝えてきたつもりである。今回は、これを明示するために、問題4の①～③の配点を開示した。今回の試験結果を見ると、確かに解答用紙の枚数が増加しており、受験者の方々にこのページを読んでもらっていることを実感している。一方で、枚数を稼ごうとするあまり、同じことを何回も繰り返し記述するものや、整理しきれないままだらだらと解答にストーリーがなくひたすら書きなぐった（と見られる）解答もある。

また、所見を問うているのにもかかわらず、相変わらず問題点・論点のみの記載にとどまる解答や、「以下の点に言及すること」という明確に問に対し一切その事に触れてない解答も散見された。

以上をまとめると、以下のようなになる。

- 計理（経理）にかかわる直近の重要なトピックスなどについても、ふだんから興味を持っておく。
- テキストだけでなく、法令・事務ガイドラインはもちろん、決算資料などにも精通する。（問題1（1）は損益計算書の科目名を書かせる問題であるが、非常に正答率が低かった。自社の損益計算書すら見たことがないのではないかと、更に言えば、これらが定められている保険業法施行規則別紙様式など全く見たことがないのではないかと。）
- 所見を問う問題については、
 - ・十分な量（内容）を確保しつつ、かつ最小限にまとめること
 - ・論点・問題点の列挙にとどまらず、論点等の考察および解決法（その考察を含む）の提示まで踏み込むこと
 - ・題意をよく理解し、それに沿った解答とすることが必要。そのためには、過去の出題問題や予想問題について、正に本番の試験で提出する様な解答を自分自身で作成する訓練を行い、試験に臨むことが必要である。
- 解答は採点者に読んでもらうものである。読みやすい解答の作成を目指していただきたい。（ここで言っていることは、字の巧拙ではなく、まとめ方の問題である。もっとも、字の上手下手が直ちに採点結果に影響するものではないが、解答は採点者に読んでもらうものであるということを前提に、できる限り読みやすく書いていただきたい。自分の意見を押し付けているだけなのか、相手（採点者）に自分の考えを理解してもらいたいのか、これらの姿勢は答案に現れるものである。）

以上